

公告第43号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、次に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、令和8年4月6日付け公告第6号の規定によるものとする。

令和8年4月24日

郡山市長 椎根健雄

第1 制限付一般競争入札に付する事項

1	契約番号	第2026000740号	
2	業種	土木一式工事	
3	工事名	河川改修工事（普通河川愛宕川（善宝池））	
4	施行場所	郡山市富久山町久保田字北谷 外 地内	
5	施行期限	令和9年3月15日	
6	工事概要	施工延長 L=97.10m 推進工 函渠工 呑口工 外	
7	支払条件	前金払	有り
		中間前金払	有り
		部分払	有り
8	予定価格	事後公表	
9	最低制限価格	事後公表	
10	調査基準価格及び失格基準価格	無し	
11	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施	対象	
12	郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）第7条に基づく労働環境の報告等	対象	

13	議会の議決に付すべき契約	対象
14	電子契約	対象

第2 入札方法及び入札期間

1	入札方法	電子入札
2	工事費内訳書	初度のみ提出
3	入札期間	令和8年5月22日（金）午前8時30分から 令和8年5月25日（月）午後3時まで

第3 開札場所及び開札日時

1	開札場所	郡山市役所本庁舎2階 財務部契約検査課
2	開札日時	令和8年5月26日（火）午前9時

第4 入札に参加する者に必要な資格

1	入札参加形態	特定建設工事共同企業体	
2	共同企業体の資格要件		
	(1)	構成員数	2者
	(2)	構成員の出資割合の最小限度基準	30%以上
	構成員の資格要件		
	(1)	構成員共通の資格要件	
	ア	郡山市の令和7・8年度有資格業者名簿（建設工事）に登録されている者であること。	
		登録業種	土木一式工事
	イ	建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可をいう。以下同じ。）を受けている者であること。	
		許可業種	土木一式工事
	(2)	代表構成員の資格要件	
	ア	出資割合	構成員のうち最大であること
	イ	建設業の許可	土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
	ウ	郡山市の令和7・8年度有資格業者名簿（建設工事）に登録されている者であること。	
		登録業種	土木一式工事
		総合評定値	郡山市の令和7・8年度入札参加資格審査申請時に提出した経営事項審査の結果の土木一式工事に係る総合評定値が940点以上の者であること。
	エ	次に掲げる要件を全て満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置することができる者であること。	
		資格要件	1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、土木一式工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けていること。

		雇用関係	入札参加申請書の提出日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。						
		その他の要件	<p>当該工事において、契約金額が4,500万円以上となる場合は許可業種の区分に関係なく、営業所技術者等を工事現場に技術者等として配置することはできない。ただし、建設業法第26条の5に該当する場合は除く。</p> <p>配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。</p> <p>配置予定技術者が入札参加申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、落札者となった場合は、本契約締結時において配置予定技術者を特定して申請するものとする。</p> <p>配置予定技術者は、当該工事において契約金額が4,500万円以上となる場合は、専任で配置すること。建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>建設業法第26条第3項第1号の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（専任特例1号の主任技術者又は監理技術者）の配置</td> <td>対象</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者（専任特例2号の監理技術者）の配置</td> <td>対象</td> </tr> </table>	(1)	建設業法第26条第3項第1号の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（専任特例1号の主任技術者又は監理技術者）の配置	対象	(2)	建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者（専任特例2号の監理技術者）の配置	対象
(1)	建設業法第26条第3項第1号の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（専任特例1号の主任技術者又は監理技術者）の配置	対象							
(2)	建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者（専任特例2号の監理技術者）の配置	対象							
	オ	手持工事の件数 又は請負金額による入札参加制限	対象外						
	カ	施工実績	過去10年以内（この公告の公告日の10年前から郡山市制限付一般競争入札実施要綱（令和7年3月28日制定）第6条に規定する入札参加申請書の提出期限日までの間）に、中大口径（呼び径φ800mm以上）の密閉型推進工法を元請として単独又は共同企業体の代表構成員として施工した実績（完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。）のある者であること。						
	(3)	その他の構成員の資格要件							
	ア	郡山市の令和7・8年度有資格業者名簿（建設工事）に登録されている者であること。							
		登録業種	土木一式工事						
		総合点	土木一式工事において940点以上の者						
		所在地要件	郡山市内に本店を有する者						
	イ	次に掲げる要件を全て満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置することができる者であること。							
		資格要件	1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有して						

			いること。
		雇 用 関 係	入札参加申請書の提出日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
		そ の 他 の 要 件	<p>当該工事において、契約金額が4,500万円以上となる場合は、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。ただし、建設業法第26条の5に該当する場合は除く。</p> <p>配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。</p> <p>配置予定技術者が入札参加申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、落札者となった場合は、本契約締結時において配置予定技術者を特定して申請するものとする。</p> <p>配置予定技術者は、当該工事において契約金額が4,500万円以上となる場合は、専任で配置すること。建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は以下のとおり。</p>
		(1)	<p>建設業法第26条第3項第1号の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（専任特例1号の主任技術者又は監理技術者）の配置</p> <p>対象</p>
		(2)	<p>建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者（専任特例2号の監理技術者）の配置</p> <p>対象</p>
	ウ	手持工事の件数 又は請負金額による入札参加制限	対象外
	エ	施 行 実 績	過去10年以内（この公告の公告日の10年前から郡山市制限付一般競争入札実施要綱第6条に規定する入札参加申請書の提出期限日までの間）に、推進工法を元請（共同企業体の構成員を含む。）又は下請として施工した実績（完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。）のある者であること。

第5 入札参加手続き等

1	設計図書等の閲覧 期限	令和8年5月13日（水）午後11時
2	設計図書等に対する 質問期限	令和8年5月1日（金）午後3時
3	質問の回答期限	令和8年5月8日（金）
4	入札参加申請期限	令和8年5月13日（水）午後3時 ※電子入札システムによる申請

※ 電子入札利用時間は、午前8時から午後10時まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く。）